



秋田県公報

目次	ページ
告示	
地籍調査に関する事業計画(六四六・農山村振興課)	1
保安林の指定の解除(六四七・森林整備課)	1
大規模小売店舗の変更に關し聴取した意見の概要(六四八、六四九・商工業振興課)	2
都市計画の案の作成に係る公聴会の開催(六五〇・都市計画課)	2
開発行為に関する工事の完了(六五一・由利地域振興局建設部)	4
道路区域の変更及び供用開始(六五二・道路環境課)	4
道路区域の変更(六五三、六五四・道路環境課)	5
道路の供用開始(六五五、六五六・道路環境課)	6
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)	6

告 示

秋田県告示第六百四十六号
 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、次のとおり平成十五年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき公示する。

郡市	森 林 の 所 在 場 所	全 面 積	保安林面積	保安林解除	指定の目的	解除の理由
大字			見 込 み	面積見込み		
字			(ヘクタール)	(ヘクタール)		
地番			(ヘクタール)	(ヘクタール)		
台帳	全	見込み				
(平方メートル)		(ヘクタール)				

- 平成十五年八月十九日
- 秋田県知事 寺田典城
- (一) 調査を行う者の名称
鷹巣町
 - (二) 調査地域
変更前 北秋田郡鷹巣町坊沢字下柳岱ほか四十二字
変更後 北秋田郡鷹巣町坊沢字下柳岱ほか四十二字
調査期間 平成十五年四月二十八日から平成十六年三月三十一日まで
 - (一) 調査を行う者の名称
太田町
 - (二) 調査地域
変更前 仙北郡太田町齊内字上齊内ほか三十六字
変更後 仙北郡太田町齊内字上齊内ほか三十九字
調査期間 平成十五年四月二十八日から平成十六年三月三十一日まで
 - (一) 調査を行う者の名称
平鹿町
 - (二) 調査地域
変更前 平鹿郡平鹿町浅舞字浅舞ほか二十字
変更後 平鹿郡平鹿町浅舞字浅舞ほか二十四字
調査期間 平成十五年四月二十八日から平成十六年三月三十一日まで

秋田県告示第六百四十七号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。
 平成十五年八月十九日

秋田県知事 寺田典城

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び秋田地域振興局農林部並びに秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田市	新屋町	新町後	二八〇の一 三九	二八〇の一 四〇〇の一	一一、四一九	一一、三九一	〇・二三九一	〇・二三九一	〇・二三九一	〇・〇〇八四	飛砂の防備	指定理由の消滅
-----	-----	-----	-------------	----------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	---------

秋田県告示第六百四十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年八月十九日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

天王ショッピングセンター

南秋田郡天王町天王字蒲沼六十三番二十三外

二 天王町長の意見

意見なし

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

天王町役場 産業課

(二) 縦覧期間

平成十五年八月十九日から同年九月十九日まで

秋田県告示第六百四十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年八月十九日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

男鹿ショッピングセンター

男鹿市脇本脇本字石館十六外

二 男鹿市長の意見

意見なし

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

男鹿市役所 観光商工課

(二) 縦覧期間

平成十五年八月十九日から同年九月十九日まで

秋田県告示第六百五十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、秋田県都市計画公聴会規則(昭和四十五年秋田県規則第一号)第三条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年八月十九日

秋田県知事 寺田典城

一 公聴会に係る都市計画の名称等

(一) 男鹿都市計画

(1) 公聴会の日時

平成十五年九月十日(水)午後二時

(2) 公聴会の場所

男鹿市船川港船川字海岸通り二号十四番地五 男鹿市中央公民館

(3) 定めようとする都市計画の構想

- (二) 男鹿都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定素案
当該案件に係る関係書類は、建設交通部都市計画課、秋田地域振興局建設部及び男鹿市都市下水道課に備え置いて、平成十五年八月十九日(火)から同年九月十日(水)までの間縦覧に供する。
- (1) 横手都市計画
公聴会の日時
平成十五年九月九日(火)午後七時
公聴会の場所
横手市中央町八番十二号 横手市ふれあいセンター(かまくら館)
- (2) 定めようとする都市計画の構想
- (3) 横手都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定素案
当該案件に係る関係書類は、建設交通部都市計画課、平鹿地域振興局建設部及び横手市都市整備課に備え置いて、平成十五年八月十九日(火)から同年九月九日(火)までの間縦覧に供する。
- (三) 湯沢都市計画
公聴会の日時
平成十五年九月九日(火)午前十時
公聴会の場所
湯沢市字沖鶴六十九番地五 湯沢雄勝広域交流センター
- (2) 定めようとする都市計画の構想
- (3) 湯沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定素案
当該案件に係る関係書類は、建設交通部都市計画課、雄勝地域振興局建設部及び湯沢市都市計画課に備え置いて、平成十五年八月十九日(火)から同年九月九日(火)までの間縦覧に供する。
- (四) 五城目都市計画
公聴会の日時
平成十五年九月十日(水)午後六時
公聴会の場所
南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目一番地一 五城目町役場
- (2) 定めようとする都市計画の構想
- (3) 五城目都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定素案
当該案件に係る関係書類は、建設交通部都市計画課、秋田地域振興局建設部及び五城目町建設課に備え置いて、平成十五年八月十九日(火)から同年九月十日(水)までの間縦覧に供する。

- (五) 八郎潟都市計画
公聴会の日時
平成十五年九月九日(火)午後六時
公聴会の場所
南秋田郡八郎潟町字大道八十番地 八郎潟町役場
- (2) 定めようとする都市計画の構想
- (3) 八郎潟都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定素案
当該案件に係る関係書類は、建設交通部都市計画課、秋田地域振興局建設部及び八郎潟町建設課に備え置いて、平成十五年八月十九日(火)から同年九月九日(火)までの間縦覧に供する。
- (六) 河辺都市計画
公聴会の日時
平成十五年九月九日(火)午後二時
公聴会の場所
河辺郡河辺町和田字北条ヶ崎三十八番地の二 河辺町多目的総合センター
- (2) 定めようとする都市計画の構想
- (3) 河辺都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定素案
当該案件に係る関係書類は、建設交通部都市計画課、秋田地域振興局建設部、河辺町建設課及び雄和町建設課に備え置いて、平成十五年八月十九日(火)から同年九月九日(火)までの間縦覧に供する。
- (七) 平鹿都市計画
公聴会の日時
平成十五年九月九日(火)午後二時
公聴会の場所
平鹿郡平鹿町浅舞字覚町後百四十番地 平鹿町中央公民館
- (2) 定めようとする都市計画の構想
- (3) 平鹿都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定素案
当該案件に係る関係書類は、建設交通部都市計画課、平鹿地域振興局建設部及び平鹿町建設課に備え置いて、平成十五年八月十九日(火)から同年九月九日(火)までの間縦覧に供する。
- (八) 十文字都市計画
公聴会の日時
平成十五年九月八日(月)午前十時
公聴会の場所

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	旧	横手大森大内線	由利郡大内町岩野目沢字袖ヶ台六〇番ニから三番四まで	七・〇〇～一三・〇〇	〇・二一	

一 道路の区域及び供用開始の区間

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課 電話〇一八(八六〇)二四

三 問い合わせ先

秋田県知事 寺田典城

- (一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成十五年九月二日(火)午後五時までに、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、年齢及び職業を記載した公述申出書を三に掲げる場所に提出すること。
- (二) (一)において、同種の意見が多数ある場合は、公聴会において意見を述べることが出来る者(以下「公述人」という。)の数を制限することができる。
- (三) 公聴会の運営上必要がある場合は、あらかじめ公述時間を制限することができる。
- (四) 公述人の数を制限し、又は公述時間を制限した場合は、その旨を公述申出書を提出した者に通知する。
- (五) 公述人は、代理人により意見を陳述することができない。

秋田県告示第六百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十五年八月十九日

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 - 秋田市山王三丁目3 19
 - 有限会社みちのく不動産
 - 代表取締役 小松 治 助
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
 - 本荘市川口字下野百八十六番一、百八十六番三、百八十六番四、百八十七番三、百八十八番四、百八十八番九、百八十八番十、二百九番八、二百十番一、二百十番四、二百十番五、二百十番八、二百十一番一、二百十二番二、二百十二番四、二百五十四番一、二百五十四番二、二百十一番二、二百二十九番三、二百五十三番一、二百五十三番二、百七十番一、百七十三番一、百七十四番一、百七十五番一、百七十六番一、百七十八番一、百七十八番四、百七十八番五、字新田二十番、二十一番、六十九番、七十番三、七十番四、七十番五、百九番、百十番一、百十番二、百十番三、大浦字八走二百九十一番一、二百九十一番三 以上四十二筆及び法定外道路、水路

秋田県知事 寺田典城

四五

秋田県告示第六百五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十五年六月十一日付け指令由建八百七十八で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年八月十九日

秋田県知事 寺田典城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

秋田市山王三丁目3 19

有限会社みちのく不動産

代表取締役 小松 治 助

二 開発区域に含まれる地域の名称

本荘市川口字下野百八十六番一、百八十六番三、百八十六番四、百八十七番三、百八十八番四、百八十八番九、百八十八番十、二百九番八、二百十番一、二百十番四、二百十番五、二百十番八、二百十一番一、二百十二番二、二百十二番四、二百五十四番一、二百五十四番二、二百十一番二、二百二十九番三、二百五十三番一、二百五十三番二、百七十番一、百七十三番一、百七十四番一、百七十五番一、百七十六番一、百七十八番一、百七十八番四、百七十八番五、字新田二十番、二十一番、六十九番、七十番三、七十番四、七十番五、百九番、百十番一、百十番二、百十番三、大浦字八走二百九十一番一、二百九十一番三 以上四十二筆及び法定外道路、水路

秋田県知事 寺田典城

主要地方道	新	横手大森大内線	七・〇〇〇～二七・〇〇〇	〇・二二一
-------	---	---------	--------------	-------

二 供用開始の期日 平成十五年八月十九日
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 建設交通部道路環境課
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十五年八月十九日から同年九月一日まで

秋田県告示第六百五十三号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十五年八月十九日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
県道	新	旧	高屋敷茶屋下線	山本郡二ツ井町田代字泥ノ木岱三四番二〇から字古川上段一三三番一まで	八・五〇〇～一一・二二〇	〇・一一二	
	新	旧	高屋敷茶屋下線	山本郡二ツ井町田代字泥ノ木岱三四番二〇から字古川上段一三八番一まで	九・〇〇〇～一三・四〇〇	〇・一一四	

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十五年八月十九日

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十五年八月十九日から同年九月一日まで

秋田県告示第六百五十四号

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	旧	新					
県道	旧	新	中村上吉野線	平鹿郡増田町狙半内字七曲下一六四番地先から一三三番地先まで	七・八〇〇～九・〇〇〇	〇・〇七二	
	旧	新	中村上吉野線	平鹿郡増田町狙半内字七曲下一六四番地先から一三三番地先まで	一一・五〇〇～一四・〇〇〇	〇・〇八三	

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環課
- (二) 期間 平成十五年八月十九日から同年九月一日まで

秋田県告示第六百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十五年八月十九日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区	間
県道	金光寺鶴川線	山本郡山本町豊岡金田字根岸六四番一地先から三一一番一地先まで	

- 二 供用開始の期日 平成十五年八月十九日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環課
- (二) 期間 平成十五年八月十九日から同年九月一日まで

秋田県告示第六百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十五年八月十九日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区	間

新 中村上吉野線

平鹿郡増田町狙半内字七曲下一六四番地先から一三番地先まで

一一・五〇一四・〇〇

〇・〇八三

県道 小安温泉椿川線

雄勝郡皆瀬村畑等字瘦長根二七番一地先から三〇番一地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十五年八月十九日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環課
- (二) 期間 平成十五年八月十九日から同年九月一日まで

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、天王町土地改良区から次のとおり役員の新任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年八月十九日

秋田県知事 寺田典城

- 一 退任理事の住所及び氏名
- 南秋田郡天王町天王字二田百四十八番地三 真壁 末治郎
- 大崎字沖中谷地三十九番地一 吉田 新一
- 天王字羽立五十一番地 安田 金幸
- 天王字九十一番地 石川 弘
- 字児玉七十九番地 渡部 保悦
- 字二田二百十八番地九 海老沢 幸治郎
- 大崎字碓二番地 三浦 文雄
- 天王字中羽立三番地 安田 良治
- 字塩口三百九十一番地 米谷 孝誠
- 字不動台五十六番地 桜庭 茂雄
- 字天王百二十三番地一 鎌田 健一
- 昭和町大久保字北野大崎道添百三十四番地二 菅原 静雄
- 二 就任理事の住所及び氏名

三	南秋田郡天王町天王字二田百四十八番地三	真壁 未治郎
退任監事の住所及び氏名	天王字羽立五十一番地	安田 金幸
南秋田郡天王町天王字江川六十八番地	天王字二田二百十八番地九	海老沢 幸治郎
藤原 幸誠	字天王百四十五番地	戸田 金憲
児玉 博光	字天王百二十三番地一	鎌田 健一
石川 善太郎	字不動台五十六番地	桜庭 茂雄
	字羽立百七十七番地	児玉 博光
	字塩口三百九十一番地	米谷 孝誠
	昭和町大久保字北野大崎道添百三十四番地二	渡部 保悦
	天王町大崎字沖中谷地三十九番地一	菅原 静雄
	字碓二番地	吉田 新一
三	退任監事の住所及び氏名	三浦 文雄
南秋田郡天王町天王字江川六十八番地		藤原 幸誠
藤原 幸誠	字羽立百七十七番地	児玉 博光
石川 善太郎	字塩口三百九十番地	石川 善太郎
	就任監事の住所及び氏名	
四	南秋田郡天王町天王字江川六十八番地	藤原 幸誠
藤原 幸誠	字中羽立五百九番地三	菅生 勝美
	字塩口三百九十番地	石川 善太郎

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 (862) 8766 FAX (863) 0005
E-mail: matsu-barara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄